

大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

【条例改正の理由】

地方税法施行令の一部改正等に伴う所要の改正を行う

【条例改正の経緯】

- ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布 令和5年5月19日
- ・国民健康保険法の一部を改正する政令の公布 令和5年5月19日
- ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令の公布 令和5年7月20日
- ・国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布 令和5年7月20日
- ・地方税法施行令の一部を改正する政令の公布 令和5年7月20日

【施行年月日】

令和6年1月1日

【改正内容】

産前産後の被保険者の国民健康保険税の所得割及び均等割の軽減を追加

(1) 出産被保険者に対する保険税所得割の軽減

〈改正前〉 所得課税標準額に以下の保険税率を乗じた額(軽減なし)

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
6.85%	2.2%	2.0%

〈改正後の減額分〉

単胎妊娠の場合 出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月(4月分)までの所得割を軽減

多胎妊娠の場合 出産予定日の属する月の3月前から出産予定月の翌々月(6月分)までの所得割を軽減

(2) 出産被保険者に対する医療分の保険税均等割の軽減

〈改正前〉 被保険者一人当たり28,000円

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
減額分	19,600円	14,000円	5,600円	—

〈改正後の減額分〉

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
単胎妊娠 の場合	(+2,800円) 22,400円	(+4,667円) 18,667円	(+7,467円) 13,067円	(+9,334円) 9,334円
多胎妊娠 の場合	(+4,200円) 23,800円	(+7,000円) 21,000円	(+11,200円) 16,800円	(+14,000円) 14,000円

(3) 出産被保険者に対する後期高齢者医療支援金分の保険税均等割の軽減

〈改正前〉 被保険者一人当たり8,800円

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
減額分	6,160円	4,400円	1,760円	—

〈改正後の減額分〉

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
単胎妊娠 の場合	(+880円) 7,040円	(+1,467円) 5,867円	(+2,347円) 4,107円	(+2,934円) 2,934円
多胎妊娠 の場合	(+1,320円) 7,480円	(+2,200円) 6,600円	(+3,520円) 5,280円	(+4,400円) 4,400円

(4) 出産被保険者に対する介護納付金分の保険税均等割の軽減

〈改正前〉 被保険者一人当たり10,900円

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
減額分	7,630円	5,450円	2,180円	—

〈改正後〉

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
単胎妊娠 の場合	(+1,090円) 8,720円	(+1,817円) 7,267円	(+2,907円) 5,087円	(+3,634円) 3,634円
多胎妊娠 の場合	(+1,635円) 9,265円	(+2,725円) 8,175円	(+4,360円) 6,540円	(+5,450円) 5,450円

子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の保険料の所得割及び均等割を軽減する。

軽減税額分について、国1/2、県1/4、市1/4の負担とする。